

令和2年4月20日

小学校保護者様

指宿市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業中の自習教室について（お知らせ）

日頃より、本市の教育行政に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染増加に対応する国や県の緊急事態宣言を受け、4月22日（水）から市立学校を臨時休業としました。しかし、家庭によっては、児童を家で見守ることができない状況もあると考えられます。

つきましては、「臨時休業の実施に関するガイドライン」に則り、下記により臨時休業期間に各小学校において自習教室を開催する特別措置を行いますので、保護者の判断の上、対応をよろしくお願いします。

記

1 特別措置期間

令和2年4月22日（水）～令和2年5月1日（金）（土・日・祝日を除く）

※ 時間は、概ね午前8時30分から午後3時までとします。

2 対象児童

小学校1年～6年の児童で、(1)(2)(3)のすべてに該当し、校長が認める者とする。

- (1) 中学生以上の兄・姉がいない児童
- (2) 仕事の都合等で保護者、その他の家族、親戚等の見守りが困難な児童
- (3) 学童保育を利用できない児童

なお、特別な支援が必要な児童で、どうしても一人で過ごすことが難しい等の理由により、保護者が希望する場合は、学校へ相談してください。

3 留意事項

- (1) 希望される保護者の方は、学校へ電話で申し込んでください。
- (2) 登下校については、保護者の責任で行ってください。
- (3) 感染予防のための休業期間であるため、自習教室を希望される場合は、児童の感染症対策（マスク等）や体調面の確認（毎朝の体温測定を行い、健康チェックカードを提出する等）を十分に行ってください。
- (4) 学校では自学自習となりますので、各自学習用具等の準備をお願いします。（授業ではありません。）
- (5) 給食はありませんので、弁当を持たせてください。
- (6) 欠席する際は、必ず学校へ連絡してください。
- (7) 今後、感染の拡大等が確認された場合は、実施できない場合もあります。